

1 適否判定基準

(1) 事業者（応募者）に係るもの

① 介護保険法の規定に基づく事業者の指定要件を満たしていること。
② 介護保険事業の適正な運営を行っていること。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人及び事業所運営に関し、介護保険法の規定に基づく監査において文書指摘事項がある場合は、それが改善されていること。</li> <li>・ 新規整備等を行うにふさわしくない法令違反や社会的問題を起こしていないこと（介護保険法の規定に基づく監査を受けている場合を含む。）。</li> <li>・ 直近3年間の会計年度において、3年連続して当期純損益が赤字でないこと。</li> </ul>
③ 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当していないこと。
④ 広島市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
⑤ 法人の代表者、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）及び事業所の管理者の予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者（※1）に該当しないこと。
⑥ 事業者として選定され事業所を整備した後10年を経過せず当該事業所を廃止した事業者にあつてはその廃止の日から起算して3年を経過していること、当該事業所を休止した事業者にあつては応募時点で事業所を再開していること。

(2) 設置計画に係るもの

事業所の整備時期	令和6年度末（令和7年4月1日指定等を含む）までに事業開始が見込まれる計画であること。
整備予定地	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自己所有、借地及び借家により広島市内に整備予定地が確実に確保できること。</li> <li>② 公道に面しているか、進入路が確実に確保されるものであること。また、緊急車両が進入できるものであること。</li> <li>③ 整備予定地及び事業所の建物に施設存続の支障となりうるような権利設定がない、又は、その権利の抹消が確実であること。</li> <li>④ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。（※2）</li> <li>⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条で定められた土砂災害警戒区域及び第9条で定められた土砂災害特別警戒区域に指定されていないこと。（※2）</li> </ul>
資金計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業所の整備に必要な自己資金等の確保ができること。</li> <li>② 事業開始後の資金計画が適切であること。</li> <li>③ 事業開始時の運転資金（年間必要資金の12分の2以上）が確実に確保できること。</li> </ul>
設備要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）及び「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号）で定められた基準を満たすこと。</li> <li>② 定員数は、要介護認定を受けている人だけでなく、要介護認定を受けていない人の定員数も含めた施設の総定員数であること。</li> <li>③ 特定施設入居者生活介護の指定を受けている既存の施設を新たに増床して、増床分について、指定の変更を受けようとする場合、増床後の施設の総定員数が100人以下であること。</li> <li>④ 都市計画法、建築基準法等の関係法令に適合すること。</li> <li>⑤ 建築物が耐火建築物又は準耐火建築物であること。</li> <li>⑥ 既存の建築物を利用する場合には、当該建築物が指定（変更）申請までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震性能を有するものであること。</li> </ul>

地 元 説 明	<p>地元説明が行われていること。 事業所整備に対する反対意見や反対運動があった場合は、具体的な対応方針を示すとともに、適宜、対応状況及びその結果を書面により報告すること。</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 説明の対象は、隣接地主及び整備予定地のある町内会とします。ただし、整備予定地が隣接する町内会との境界付近に位置する場合など、事業所の設置に伴い周辺町内会も影響を受けることが見込まれる場合はその町内会にも説明を行ってください。</li> <li>○ 町内会に説明を行うに当たっては、町内会長に相談の上、説明会や各戸へのポスティングなどその地域に適切な方法により丁寧に説明してください。町内会に入会していない住民にも配慮してください。</li> <li>○ 説明に際しては、事業所の概要（規模、構造及び提供するサービスの内容）、事業所の建設に関する事項（工事の実施計画、安全対策、騒音など想定される影響と対策）及び事業所整備後に地域の住環境に及ぼす影響と対策（日照、テレビ電波受信の障害、車両通行状況等）について、具体的な説明をしてください。</li> </ul> <p>なお、この説明は、広島市に特定施設入居者生活介護の事業計画書を提出するための事前説明であり、この説明の後に広島市へ事業計画書を提出し、選考の上選定された場合に整備を行うものであることを併せて説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所整備に対する反対意見や反対運動があった場合は、具体的な対応方針を示すとともに、適宜、対応状況及びその結果を書面により報告してください。</li> <li>○ 提出された報告書の内容については、説明先の代表者に確認を求めることがあります。その結果、内容が虚偽であると判断した場合には「否」となる場合があります。</li> </ul>
応 募 数	<p>一法人<sup>※</sup>当たりの応募可能数は、1事業所を限度とする。</p> <p>※ 出資関係、株式の保有割合、役員等の重複、事業を一体的にPRしている、事業計画書の内容が同一等の事情から実質的にグループ法人与判断される者を含む。</p>

<p>※1 暴力団密接関係者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。</p>	
<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p>	<p>その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者</p> <p>暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）</p> <p>暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）</p> <p>情を知って、上記1から3までの者を利用している者（事業者を含む）</p> <p>情を知って、上記1から3までの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）</p>

<p>※2 整備予定地の一部が「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に該当している場合の取扱い。</p>	
<p>「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に該当しているのが整備予定地の一部である場合であって、当該区域に建物やその他入居者が日常的に使用する設備等（来客用駐車場含む）を配置しない計画であるときには、適否判定上問題ないものとして取扱う。</p>	

2 評価基準

(1) 評価項目・配点

評価項目		評価のポイント	配点	
大区分	中区分			
応募者の概要	介護保険事業の実施状況	運営するすべての介護サービスについて、次のいずれにも該当し、かつ、下記のサービス(介護予防を含む。)のうち、いずれかを現在提供している者 ①平成29年度以降に、介護保険法に基づく行政処分を受けたことがない。 ②平成29年度以降に、介護保険法に基づく改善勧告を受けたことがない。 ③広島市内に所在する事業所において平成31年度以降に、本市から介護保険法に基づく同様の指導を2回以上受けたことがない。 ④平成29年度以降に、運営している介護保険サービスに関し、介護保険事業の適正な運営に影響を及ぼすような他法令違反を指摘されたことがないか、又は、指摘された事項をすでに是正している。 特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、介護予防支援	5	
事業所運営	事業所運営の基本方針	事業所の運営方針	介護保険法等の関係法令に基づき事業所を運営するものになっているか。	5
		地域との連携	適切な基本方針が設定され、その内容に応じた具体的な取組が計画されているか。	5
			利用者が地域行事に参加したり、地域の人を事業所の行事に招いたりする等、地域との相互交流について、どのような事業を、どの程度実施する計画か。	5
			地域に対して、地域の人材(地域のボランティア、協同労働など)の活用のためにどのような働きかけを行うか。また、その地域の人材をどのように活用するか。 地域住民を対象とした介護に係る研修会や介護相談等を実施する予定はあるか。実施する場合は、その方法、内容及び頻度はどうか。	5
	利用者の家族との連携	家族会の設置の有無とその運営の在り方はどうか。また、家族会の事業以外に、家族との交流の機会を確保するために、どのような取組をどの程度行うか。 家族への情報提供の方法と、運営に関する意見の反映方法はどうか。	5	
	事業所管理運営	運営母体(法人代表者(予定者))	事業者募集に応募した動機が明確かつ適切であるか。	5
		管理者(予定者)・職員配置・職員研修・人材育成・定着等	適切な基本方針が設定され、その内容に応じた具体的な取組が計画されているか。	5
			管理者(予定者)は相当の福祉経験を有しているか。自らの役割と責任を認識し、かつ高齢者の介護について、十分な経験を有した人物か。	10
			職員配置について、基準を上回る数の職員や専門職の配置が計画されているか。	5
			適切な研修の機会を確保するよう計画されているか。	5
			質の高い中核的人材の育成・定着のための具体的な取組が計画されているか。	5
	働きやすい環境づくりを行うよう計画されているか。	5		
	利用者処遇	利用者等の苦情処理体制・個人情報保護・事故発生時の対応	利用者からの苦情に対して適切な対応が取れるとともに、個人情報の保護や介護サービス情報の公表などが適切に行える態勢が整備されているか。	5
			事故の対応について、基準に沿った具体的な取組が計画されているか。	5
		災害対策・衛生管理・感染症対策	災害の対策について、基準に沿った具体的な取組が計画されているか。	5
			食中毒予防や感染症対策について、基準に沿った具体的な取組が計画されているか。	5
		栄養・協力医療機関	栄養管理や水分摂取に配慮した具体的な取組が計画されているか。	5
			事業所からの距離や診療科目等について適切な医療機関を協力医療機関とすることとしているか。	5
		サービスの質の確保	適切な基本方針が設定され、その内容に応じた具体的な取組が計画されているか。	5
			利用者に対し、適切なサービスを提供することになっているか。	5
個別ケアを実現するための具体的な取組が計画されているか。			5	
中重度利用者に対する具体的な取組が計画されているか。			5	
認知症高齢者に対し、より手厚いケアを行うための体制や、医療との連携は十分か。	5			
より質の高いケアを行うために新しい技術の導入や科学的介護を推進する取組が計画されているか。	5			
食費、光熱水費、宿泊費の価格設定は適当か。また、敷金等の前払金がないか。	5			
計			160*	

\* 評価得点が160点満点中6割以上かつ大区分「事業所運営」に係る評価得点が配点の6割以上であること

(2) 加点項目・加点

加点項目	加点のポイント	加点
未整備圏域への整備	織町、牛田・早稲田、大州、庚午、安佐・安佐南、口田、瀬野川東・瀬野川(中野東小学校区)、湯来・砂谷のいずれかの圏域に整備する事業計画か。	20
独自の取組	事業所運営又は整備建物において、特色ある独自の取組が計画されている。 【①地域との連携、②職員の配置及び人材育成・定着等(障害者雇用など)、③サービスの質の確保(機能訓練など)、④建物の特質(広島県産の木材使用など)、⑤安全・健康面等への配慮(シックハウス対策・衛生管理への配慮など)、⑥居住空間、⑦水回り空間】	各3 (最高21)

### 3 評価の視点

評価項目			視 点	
大区分	中区分	小区分		
事業所運営	事業所運営の 基本方針	事業所の運営方針	運営方針	特定施設入居者生活介護の事業の一般原則を十分認識した運営方針を定めている
				利用者が本位のサービスを提供するため、職員が守るべき倫理を明文化し、職員に徹底するための具体的な取組がある
				運営基準を理解し、法令遵守を意識したサービスが提供できるよう職員に徹底するための具体的な取組がある
				職員全員が年1回以上自己評価に参加し、提供しているサービスを見直すための具体的な取組がある
				運営懇談会を設置し、事業計画書提出日までに、第三者の立場にある学識経験者、民生委員などに参加を依頼済みである。また、運営懇談会で明確となった課題及びその解決策を職員全員が共有し、業務改善を進めるための具体的な取組がある
		地域との連携	基本方針	地域との連携に関して適切な基本方針(取組の先にある目標)が設定されている
				地域との相互交流
			地域人材の活用	地域の人材(地域のボランティア、協同労働など)を受け入れるための具体的な取組がある
			地域住民を対象とした 介護相談等の実施	地域住民を対象とした介護に係る研修会や介護相談等の具体的な取組がある
		利用者の家族との 連携	家族との交流の機会 の確保	家族会を設置する
				利用者の一時帰宅の支援をどのように行うのか、具体的な取組がある
				家族が来所しやすくなるような具体的な取組がある
				定員の1割を超える、特定施設入居者生活介護用の来客専用駐車場がある 来客の宿泊にも利用できる来客専用のスペースを設けている
	家族への情報提供 と意見の反映		広報紙・写真・お便りの送付、ホームページの活用など、積極的に実施する 利用者や家族が事業所へ意見や提案を行える機会を設け、それらを運営に反映することになっている	
	事業所管理 運営	運営母体(法人代表 者(予定者))	法人代表者(予定者)	事業者募集に応募した明確な動機がある
				管理者予定者・職員 配置・職員研修・ 人材育成・定着等
		管理者予定者	介護保険事業所での経験が5年以上ある者を充てる 介護保険事業所の管理者経験がある者を充てる	
		職員配置	生活相談員に社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、社会福祉士主任任用資格者を有する者を配置する	
			生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員(非常勤職員を含む。)について、経験年数7年以上の職員を30%(算出は、常勤換算方法とする。以下同じ。)以上配置する	
			介護職員(非常勤職員を含む。)について、介護福祉士取得者を50%以上配置する	
			介護・看護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合を75%以上とする	
			介護・看護職員(非常勤職員を含む。)について、基準(全ての利用者が要介護であるとした場合。)の120%以上配置する	
			1日を通じて常に看護職員を1名以上配置する	
			事業開始時(指定変更時)に「個別機能訓練加算」が算定できる体制を整備する	
		職員研修	資格取得のための休暇の付与又は費用の援助等を実施することにより、就業規則等で職員に周知する	
			認知症介護の研修を実施する	
			ターミナルケアやACP(アドバンス・ケア・プランニング)に関する研修を実施する	
高齢者虐待及び身体拘束に関する研修を実施する				
事業所管理者の資質向上のための研修の実施について具体的な取組がある 外部研修へ積極的に派遣する				
質の高い中核的人材 育成・定着等	「介護職員処遇改善加算Ⅰ」が算定できる体制を整備する			
	「介護職員等特定処遇改善加算」を算定できる体制を整備する			
	応募者が運営する事業所及び施設において、ひろしま介護マスターを養成した実績がある			
働きやすい環境づくり	福利厚生の実施や労働環境の改善などの具体的な取組がある			
	職場におけるハラスメントを防止するための具体的な取組がある			
	職員の不安を解消するための相談支援体制等を整備する			
利用者処遇	利用者等の苦情処理 体制・個人情報の保護	苦情処理体制	具体的な苦情解決の仕組みを設ける	
			苦情や要望をもとに、サービスを改善するための具体的な取組がある	
	・事故発生時の対応	個人情報保護	個人情報保護のためのガイドラインを作成する	
			利用者や家族から過去のサービス提供実績についての情報開示請求があった場合について、必要な手続きを定めるとともに、その仕組みについて、利用者や家族に説明する	
	災害対策・衛生管理・ 感染症対策	災害発生時の対応	事故発生時の対応マニュアルを整備する	
			定期的な事例やヒヤリハットについて職員全員がその情報を共有し、事故の再発防止を図るための具体的な取組がある	
			各種自然災害(土砂災害、大規模地震等)発生時の対応を定めたマニュアルを整備する	
			非常災害時に地域住民からの支援が受けられるよう、地域住民等との連携、協力関係構築を行うための具体的な取組がある 非常災害時に地域の要介護者の避難の受け入れを行う 年1回以上、事業所の立地状況に応じた地震・風水など自然災害に対する避難訓練を実施する 夜間など職員の数が少ない場合を想定した訓練を実施する 非常用飲料水や医薬品、トイレ用品、携帯ラジオなどを事業所内に備蓄又は準備する	

		衛生管理・感染症対策	衛生管理について具体的な取組がある 食中毒予防のマニュアルを整備する 事業所における各種感染症の予防及び発生時の対応を定めたマニュアルを整備する
	栄養・協力医療機関	栄養管理	療養の特性や健康の維持に配慮した食事・栄養管理の具体的な取組がある 療養の特性や熱中症予防に配慮した水分摂取の具体的な取組がある 「口腔・栄養スクリーニング加算」を算定する予定としている
		協力医療機関	協力医療機関との距離が近い(道のりで5km以内) 高齢者がり患しやすい疾病への対応として、眼科や皮膚科などを含む複数の診療科と連携する(歯科は除く) 歯科医院と連携する
	サービスの質の確保	基本方針	サービスの質の確保に関して適切な基本方針(取組の先にある目標)が設定されている
		利用者の尊厳に配慮するなどした適切なサービスの提供	身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないための具体的な取組がある 利用者の虐待防止のための具体的な取組がある 利用者から金銭を預かる場合、具体的な管理方法を明文化し家族に収支を報告するなど、利用者の金銭管理についての具体的な取組がある 介護職員の言葉使いや私物の取扱い、居室への出入りなど利用者の気持ちや尊厳に配慮した対応を行うための具体的な取組がある 居室やトイレなどの表示をわかりやすくする工夫、季節や時間を理解しやすくする工夫など、認知症の利用者が不穏にならないような具体的な取組がある 利用者の服薬管理を適切に行うための具体的な取組がある
		個別ケアの実施	利用者が居室にこもることなく、できる限り離床して生活を送るための支援を行う具体的な取組がある 個浴の実施など、利用者の意向に応じた入浴機会を提供する 利用者の生活習慣を尊重した食事提供、又は利用者の身体状況、嚥下や歯の状態を考慮した食事介助をする 摂食・嚥下機能の維持・向上に配慮した口腔ケアを行う具体的な取組がある プライバシーへの配慮や自立を促す排せつ介護などの具体的な取組がある 利用者一人一人の嗜好を把握し、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供や、クラブ活動を支援する
		中重度利用者への処遇	医療面・介護面での中重度利用者への対応について具体的な取組がある 看取りに関する指針を作成した上で、看取り介護について具体的な取組がある 事業開始時(指定変更時)に「看取り介護加算」が算定できる体制を整備する 機能訓練において具体的な取組がある
		認知症への対応と医療との連携	認知症への対応について具体的な取組がある 医療との連携について具体的な取組がある 事業開始時(指定変更時)に「若年性認知症利用者受入加算」が算定できる体制を整備する 事業開始時(指定変更時)に「夜間看護体制加算」が算定できる体制を整備する 事業開始時(指定変更時)に「生活機能向上連携加算」を算定する予定としている 「口腔衛生管理体制加算」が算定できる体制を整備する
		新しい技術等を生かした処遇・科学的介護の推進	介護用ロボットや介護用リフトなど新しい機器を導入する 新しいICT(情報)技術を導入する 食事加工技術など利用者の快適性に資する新しい技術を導入する 「科学的介護推進体制加算」を算定する予定としている
		食費・光熱水費等の価格設定等	1日当たりの食費の額が妥当である 1日当たりの宿泊費及び光熱水費の額が妥当である 敷金等の前払金がない 体験入居の機会を確保する
経営の安定性	法人経営の安定性	法人経営の安定性	決算期を3期以上経た法人である 3年連続で営業利益を出している 直近の会計年度において、流動資産が流動負債を上回っている 直近の会計年度において、債務超過となっていない
	事業所の所有関係	土地	自己所有である(見込も含む。)、又は賃借の場合は契約期間が30年以上ある
		建物	自己所有である(見込も含む。)、又は賃借の場合は契約期間が30年以上ある
整備予定地	道路・交通	道路状況	敷地の2面が道路に面しているか、又は1面でも対面通行可能(事業所から車が直接出入りできる道路であること) 無理なく離合可能な幅員(6m以上)を有する道路から出入り可能
		公共交通機関	公共交通機関の駅やバス停まで近い(道のりで500m以内) 平日の昼間において公共交通機関の運行がある(1時間に1本以上)
	周辺状況	環境	市街化区域に整備する 閑静な場所 洪水浸水想定区域内でない、又は洪水浸水想定区域内であり避難確保計画を作成している
		地域との交流	保育園、幼稚園、学校と近接し(道のりで500m以内)利用者や地域の交流が可能な場所
		生活の場	商業施設、文化施設、娯楽施設等と近接し(道のりで500m以内)外出の機会を促進する生活環境 平地にあり、徒歩又は車いすによる外出の機会を促進する生活環境
	面積・日照等	余裕のある敷地	建ぺい率60%以内の建設である
		日照	南側が斜面や高層建築物等で遮られていない
		風通し	斜面や高層建築物等で遮られていない

整備建物	建物の特質	周辺への影響	建物の整備により周辺に日陰・風通しの問題が生ずるおそれがない(既設の建物の場合は、その建物により現に、周辺に問題が生じていない) 周囲の景観と融合する外観等を備えている
		使用素材	建物周辺の舗装等に滑りにくい材料を使用するなど、歩行の安全や車いす等の利用に配慮した素材を使用する(具体的な素材を記載) 転倒防止、転倒時の衝撃緩和や職員の身体の負担軽減に配慮した床材を使用する(具体的な素材を記載)
	安全・健康面等への配慮	基本方針	利用者の安全対策・設備における利用者の健康面への配慮に関して適切な基本方針(取組の先にある目標)が設定されている
		避難経路	1階に段差を越えることなく屋外の安全な場所に避難できる経路が2か所以上ある
			食堂及び機能訓練室の窓が掃き出し窓となっており、直接屋外へ避難できる
			幅員が150cm以上の避難経路が確保されている
			消防法その他の法令等の基準に基づく非常用照明等に加え、避難の安全の確保に対する取組がある
		安全面	利用者の動線や動作に応じた手すりを設置している
			玄関に、靴を脱ぐ際の腰掛ベンチを設置している
	駐車場又は敷地出入口から玄関までの動線について、段差の解消が図られている		
	駐車場又は敷地出入口から玄関までの動線について、有効幅員が120cm以上確保されている		
	長時間の停電に対応した照明設備等を整備する		
	健康への配慮	室温確保のための対策を講じている	
	衛生管理	感染症対策のため、玄関に手洗い場を設置している	
	居住空間	基本方針	居住空間整備に関して適切な基本方針(取組の先にある目標)が設定されている
		食堂・機能訓練室	食堂及び機能訓練室と居室が別の階にあるなど、居住空間がフロアで分断されていない
			採光、照明、通風、景観など、利用者が快適に過ごせるような環境づくりを行っている
			食堂及び機能訓練室の合計面積が、利用定員に3㎡を乗じて得られた面積以上とする
			利用者の状態に合ういすやテーブルを用意するなど、食事をおいしく食べられる環境づくりを行っている
		居室	居室面積は有効面積で17㎡以上とする(ただし、居室内に浴室、トイレ及び造り付けの収納設備を設ける場合は当該部分は面積に含まない)
			不整形な居室がない
	ベッド等の配置方法が複数選択できる奥行きと幅がある		
	各居室内に洗面設備を設置している		
車いす使用者やその他歩行が困難な利用者が安全に支障なく移動できるよう工夫がある			
居室内での転倒や転落を防止するための取組がある			
玄関	木目調や暖かみを感じる素材を使用するなどして玄関らしい設えとなっている		
健康・生きがい空間	地域交流スペース	地域交流のための専用の部屋を設け、利用定員に2㎡を乗じて得られた面積以上とする	
		入口から近く使用しやすい場所に配置する	
	医務室・健康管理室	利用者の健康管理のために、医務室又は健康管理室を設ける ただし、医務室を設ける場合は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第16条に規定する診療所の構造設備の基準に適合したものとすること	
	介護・看護職員室	居室のある階ごとに介護・看護職員室を設ける	
趣味・教養・娯楽スペース	図書室など利用者の趣味・教養・娯楽のための専用の部屋を設ける		
	利用者同士の語らいの場となる談話室を設ける		
水回り空間	基本方針	水回り空間に関して、利用者のプライバシーへの配慮や自立を促す設備等の基本方針(取組の先にある目標)が設定されている	
	トイレ設備	各居室内に設置している	
		清掃・臭い対策を講じている	
		車いす使用者に対応したトイレを設置している	
		左右どちらの半身に障害がある利用者も使いやすい工夫がある	
		立ち座りや姿勢の維持を容易にすることで、排泄の自立をサポートするための工夫がある	
		プライバシーや羞恥心に配慮した設備の工夫を行っている	
	簡易シャワーや洗浄器(汚物流し)を設置している		
	浴室	居室のある階ごとに設置している	
		個別浴槽が2方向以上の介助に対応した配置になっている	
利用者の入りやすさを重視した浴槽を選択している			
ペアガラスの設置、暖房機器の設置など、ヒートショック対策が講じられている			
プライバシーや羞恥心に配慮した設備の工夫を行っている			

【重要】計画を実行するための具体的な取組内容を記載してください。